

平成21年11月20日

国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案（第1次案）

第1 被告の住所等による管轄権

- ① 訴えは、被告となる人の住所が日本国内にあるとき、その者の住所がない場合又は住所が知れない場合には居所が日本国内にあるとき、その者の居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは、上記①の規律にかかわらず、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ③ 法人その他の社団又は財団に対する訴えは、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

（補足説明）

1 本文①について

表題を「被告の住所等による管轄権」と修文した。また、従前の部会における議論を踏まえ、「人に対する訴えは、被告の住所が」を「訴えは、被告となる人の住所が」と修文している。

2 本文②について

中間試案から変更はない。

3 本文③について

中間試案の第1の3①及び②をまとめたものであり、実質的な変更はない。

第2 契約上の債務に関する訴え等の管轄権

1 契約上の債務に関する訴えの管轄権

- ① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ア 契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
- イ 契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。
- ② 上記①の規律により契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、当該契約上の債務に関して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、当該契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他当該契約上の債務に関する請求に係る訴えについても、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

中間試案と実質的な内容は同一であるが、その表現振りについて修正を加えた。

本文①については、ア及びイの「当事者が」を削除した上、アについて「定められた」、イについて「選択された」という文言にそれぞれ改めた。

本文②については、規律の内容を分かりやすくするため、対象となる訴えを表している部分（「契約上の債務に関連して行われた・・・その他契約上の債務に関する請求に係る訴え」）と要件を表している部分（「上記①の規律により・・・提起することができるときは」）を入れ替えた上、文言を整理した。

2 手形又は小切手に関する訴えの管轄権

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

中間試案から変更はない。

3 財産権上の訴えの管轄権

財産権上の訴えは、請求の目的又は差し押さえることができる被告の財産が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、差し押さえることができる被告の財産の価額が著しく低い

ときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

これまでの部会での議論を踏まえ、財産権上の訴えの管轄権に関する規律については、本文のとおり、従前の甲案にただし書を加えた規律とした。

4 事務所又は営業所を有する者に対する訴え等の管轄権

- ① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 日本において事業を継続して行う者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

前回の部会資料から変更はない。

5 社団又は財団に関する訴えの管轄権

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え（同章第4節及び第6節に規定するものを除く。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。
- ② 民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴えで上記①の訴えに該当しないものは、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

中間試案の表現振りについて修正を加えた。本文①については、管轄の専属性を示す表現を改めた。本文②については、本文①の訴えを除外する文言を改めた。

6 不法行為に関する訴えの管轄権

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

これまでの部会での議論を踏まえ、ただし書の表現を改めた。

7 海事に関する訴えの管轄権

- ① 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは、損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 海難救助に関する訴えは、海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

本文②については、意見照会の結果及び部会での議論を踏まえ、甲案を採用した。

また、部会での議論の結果を踏まえ、船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置かないこととした。

8 不動産に関する訴えの管轄権

不動産に関する訴えは、不動産が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(補足説明)

「不動産の所在地が」を「不動産が」としたほかは、中間試案から変更はない。

9 登記又は登録に関する訴えの管轄権

登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属するものとする。

(補足説明)

管轄の専属性を示す表現を改めたほかは、中間試案から変更はない。

10 相続に関する訴えの管轄権

- ① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき、その住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき、その居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものも、上記①と同様とするものとする。

(補足説明)

第1の本文①に表現を合わせたほかは、中間試案から実質的な変更はない。

11 知的財産権に関する訴えの管轄権

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、登録の地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属するものとする。

(補足説明)

第12回部会での議論を踏まえ、中間試案から実質的な変更はない（ただし、管轄の専属性を示す表現を改めている。）。

12 消費者契約に関する訴えの管轄権

- ① 消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個

人をいう。)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者から事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は当該契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1①又は②の規律による場合のほか、③の規律によって消費者契約に関する民事上の紛争を対象とする第4の1の合意(③において「消費者契約に関する国際裁判管轄合意」という。)がその効力を有する場合に限り、日本の裁判所に提起することができる。

③ 消費者契約に関する国際裁判管轄合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 消費者契約の締結の時において消費者が住所を有していた国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、その国以外の裁判所に訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。

イ 既に生じた消費者契約に関する民事上の紛争に関してされた合意であるとき。

ウ 消費者が消費者契約に関する国際裁判管轄合意に基づきその合意に係る裁判所に訴えを提起したとき。

エ 事業者が日本又は外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が消費者契約に関する国際裁判管轄合意を援用してその裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出したとき。

(補足説明)

前回の部会での議論を踏まえ、本文①及び本文③のア(従前はイ)について、甲案を採用したものである。その他については、中間試案の表現振りについて修正を加えたが、内容については変更はない。

なお、本文②については、応訴管轄の規律の適用を排除していないため、本文②において応訴の規律を設ける必要はなく、第1①、②のほか、本文③で合意が効力を生ずる場合に限り、訴えを提起できると規律すれば足りると考えたことによる修文である。

また、本文③については、規律の順番を、事前の合意(ア)、事後の合意(イ)、消費者が合意に基づいて行動した場合(ウ、エ)に並び替えた。

そのほか、本文③については、管轄権に関する合意(第4)のところで規律することを考えているが、本部会資料においては、議論の便宜のため、消費者契約に関する訴えの管轄権の規律部分に置いている(労働関係に関する訴えの管轄権の本文③も同

様である。)

13 労働関係に関する訴えの管轄権

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関する労働者から事業主に対する訴えは、当該紛争に係る労働契約における労務の提供地（その地を特定することができない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 個別労働関係民事紛争に関する事業主から労働者に対する訴えは、第1①又は②の規律による場合のほか、③の規律によって個別労働関係民事紛争を対象とする第4の1の合意（③において「労働関係に関する国際裁判管轄合意」という。）がその効力を有する場合に限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ③ 労働関係に関する国際裁判管轄合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
 - ア 既に生じた個別労働関係民事紛争に関してされた合意であるとき。
 - イ 労働者が労働関係に関する国際裁判管轄合意に基づきその合意に係る国の裁判所に訴えを提起したとき。
 - ウ 事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が労働関係に関する国際裁判管轄合意を援用してその裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出したとき。

（補足説明）

1 本文①について

前回の部会での議論を踏まえ、雇入れ事業所の所在地については独立した管轄原因とはしないことかどうか。

2 本文③について

(1) 前回の部会での議論の状況

前回の部会において、本文③の考え方を支持する意見が多かったことを踏まえつつ、考えられる代替案を提案したところ、労働関係に関する訴えの対象を限定する案については困難であることから、管轄権に関する合意が有効となる場合を一部拡大する方向で検討すべきであるとの意見が相当数出された。

(2) 検討

そこで、前回の部会での議論の結果を踏まえ、管轄権に関する合意が効力を有

する場合を一部拡大するとした場合に、以下のような考え方については、どのように考えるか。

ア 別案1

別案1は、(i)労働契約終了後に訴えを提起する場合であり、(ii)最後の労務提供地がある国の裁判所を合意していた場合で、(iii)付加的合意である場合には、管轄権に関する合意が効力を有するとの考え方であり、合意をする時期については限定しない（労働契約締結時、労働契約期間中、労働契約終了時、労働契約終了後のいずれであってもよい。）とするものである。

別案1の規律としては、例えば「労働契約の終了の時ににおける労務の提供地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、その国以外の国の裁判所に訴えを提起することを妨げない旨の合意とみなす。)であるとき。」とすることが考えられる。

この考え方によれば、例えば、日本の事業主に雇われていた労働者が、労働契約終了後、外国の事業主に雇われて海外に住所を移転した場合であっても、日本の裁判所に訴えを提起することができる旨の管轄権に関する合意をしており、労働契約終了時の労務の提供地が日本であったときには、その合意は効力を有することとなるため、その合意に基づき日本の裁判所に訴えを提起することができることとなる。

この考え方に対しては、労働契約締結時の事業主と労働者との力関係を考えると、労働契約締結の時点における管轄合意の効力を認めることにより本文②の規律の例外を設けることについては、できるだけ慎重であるべきであり、日本の事業主に雇われていた労働者が、労働契約終了後、競業禁止義務に反して外国の事業主に雇われ海外に住所を移転した場合には、労働契約の終了時点の管轄権に関する合意により同契約の終了時の労務提供地国に管轄を認めるにとどめるべきであるとの意見もあり得る。

イ 別案2

別案2は、労働契約終了時に競業禁止等に関する合意をすることも少なくないとの実務を参考に、合意ができる時期を労働契約の終了時に限定したものである。具体的な規律の内容は、(i)労働契約終了時の合意であり、(ii)最後の労務提供地がある国の裁判所を合意していた場合で、(iii)付加的合意である場合には、管轄権に関する合意が効力を有するとするものである。

別案2の規律としては、例えば、「労働契約の終了時にされた合意であって、その時ににおける労務の提供地がある国の裁判所に訴えを提起することができる旨の合意(その国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意については、その国以外の国の裁判所に訴えを提起することを妨げない旨の合意とみ

なす。)であるとき。」とすることが考えられる。

この考え方によれば、例えば、日本の事業主に雇われていた労働者が、労働契約終了後、外国の事業主に雇われて海外に住所を移転した場合、事業主と労働者が契約終了時に日本の裁判所に訴えを提起することができる旨の管轄権に関する合意をすれば、日本の裁判所に訴えを提起することができることとなる。

この考え方に対しては、労働者が契約終了時に管轄権に関する合意に応じずに海外に住所を移転する場合も考えられ、その場合には日本の事業主は日本の裁判所に訴えを提起することができなくなるので、管轄権の合意が効力を有する範囲としては狭すぎるのではないかとの意見があり得る。

第3 併合請求における管轄権

- ① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、民事訴訟法第38条前段に定める場合に限るものとする。
- ② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。
- ③ 上記①の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求の管轄権について法令に日本の裁判所に専属する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるときは、上記①及び②の規律は適用しないものとする。

(補足説明)

1 本文①について

本文①は、従前の本文③をただし書として、請求の客観的併合及び主観的併合の規律をまとめたものである。

2 本文②について

中間試案から変更はない（なお、現行法の反訴の規定も踏まえた規律のイメージについては、部会資料20の第3の補足説明(2)参照）。

3 本文③について

本文③は、第12回部会における議論を踏まえ、従前の本文④の甲案（請求の併

合又は反訴の提起が制限される場合を法定専属管轄に相当する場合に限定するとの考え方）を採用するものである。

第4 管轄権に関する合意等

1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、合意により、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を定めることができるものとする。
- ② 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、無効とするものとする。
- ③ 上記①の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならないものとする。
- ④ 上記①の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなすものとする。

（補足説明）

- 1 本文①及び②は、「第一審に限り」との文言を削除し、本文①のただし書を本文②として独立させた以外に、中間試案から実質的な変更はない。
- 2 本文③及び④は、中間試案から変更はない。

2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しない旨の抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、日本の裁判所は、管轄権を有するものとする。

（補足説明）

中間試案から実質的な変更はない。

第5 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第4までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

(補足説明)

- 1 本文は、第12回部会の議論も踏まえ、規律の対象に管轄権に関する合意も含むものとしている。
- 2 緊急管轄については、従前の部会において、財産権法分野においてこれまでこの点が問題となった裁判例はなく、また同分野において緊急管轄が問題となり得る事案も想定し難いなどの指摘がされたことも踏まえ、規律を設けないこととすることかどうか。

第6 適用除外

第1、第2(5①、9及び11を除く。)、第4及び第5の規律は、日本の法令に日本の裁判所に管轄権が専属する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

(補足説明)

専属性を示す表現を改めたほかは、中間試案から実質的な変更はない。

第7 国際訴訟競合に関する規律

【乙案】国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

【丙案】裁判所は、外国裁判所に係属する事件と同一の事件が係属する場合において、日本及び外国の裁判所における審理の状況、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結してその判決が確定する見込み、その判決が民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなる可能性その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することができるものとする。

(補足説明)

これまでの部会での議論を踏まえ、国際訴訟競合に関する規律については、どう考えるか。

第8 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

(補足説明)

中間試案から変更はない。

なお、「係争物の所在地」に作為・不作為をすべき地が含まれるか否かは、民事保全法第12条第1項の解釈の問題であり（この点、実務において作為・不作為をすべき地を含まないとの考え方が確定的にとられているという状況はなく、解釈にゆだねられていると思われる。）、国際裁判管轄についてのみ特別の規律を設ける必要はないとの考え方を前提としている。

(全体についての後注)

第2の4②、10②、12①、13①等の各規律により日本の裁判所に訴えを提起できる場合の国内土地管轄の規律については、なお検討する。

(補足説明)

後注に掲げた国内土地管轄の規律の整備が必要な訴えについて、国際裁判管轄が認められる場合であっても、法第4条ないし第12条までの規定により管轄裁判所が定まらない場合もあり得るが、そのような場合は例外的であると考えられることから（例えば、第2の4②の規律による管轄の場合には、日本における主たる営業所等が存在し又は代表者の住所がある場合には普通裁判籍が認められる上、義務履行地、財産所在地、不法行為地による管轄の規定等が適用される。）、国内土地管轄については、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄とすることでどうか。

第9 その他の論点

法第299条第1項は、法定専属管轄の規定に違反した場合を除き、当事者は、控訴審において、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することはできないと定め、法第312条第2項第3号は、専属管轄に関する規定に違反したことを上告事由としているが、国際裁判管轄の規律違背の場合の控訴審における主張及び上告理由に

ついては、どう考えるべきか。

